

事務連絡  
平成24年4月18日

各都道府県人事担当課  
各都道府県市区町村担当課  
各政令指定都市人事担当課

} 御中

総務省自治行政局公務員部高齢対策室

「国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針」について（依頼）

今後の地方公務員の雇用と年金の接続に関する検討の参考とするため、別添「国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針」についてのご意見を伺いますので、別添「アンケートの前提」をご参考の上、下記によりご報告いただきますよう、お願ひいたします。

記

- 1 聴取事項 別添「アンケートの前提」及び「アンケート票」のとおり。
- 2 対象範囲 都道府県、政令指定都市、市、特別区、町、村及び組合  
※教育及び警察の部局を除く。
- 3 報告期限 平成24年5月10日（木）
- 4 報告方法 必要事項を記入したアンケート票を電子メールで提出してください。  
(提出先メールアドレス：[m2.komori@soumu.go.jp](mailto:m2.komori@soumu.go.jp))
- 5 その他  
なお、当方がとりまとめた結果は貴団体に情報提供し、必要に応じて公表する場合があることをご承知おきください。

総務省自治行政局公務員部高齢対策室

担当：仲西、小森  
電話：03-5253-5546  
FAX：03-5253-5552  
Eメール：[m2.komori@soumu.go.jp](mailto:m2.komori@soumu.go.jp)

## 【アンケートの前提】

平成 25 年度以降、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられる中で、定年退職後、年金支給開始までの間、無収入期間が発生しないよう雇用と年金の接続を図ることは官民共通の課題となっています。また、高齢化が急速に進展する中で公務においても高齢期の職員を本格的に活用できる人事管理制度を構築し、その知識や経験を生かしつつ、国民に対する行政サービスの維持・向上を図っていくことが必要です。こうした課題への対応策として、昨年 9 月、人事院より公的年金の支給開始年齢の引き上げに合わせて、定年を段階的に 65 歳まで引き上げることが適当であるという意見の申出が、国会及び内閣に対して出されたところです。

その後、本年 1 月、民間雇用法制については厚生労働省の労働政策審議会において、直ちに法定定年年齢を 65 歳に引き上げることは困難であり、雇用と年金を確実に接続させるため、現行の継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準は廃止することが適当などとする建議がなされ、これに沿った高年齢者雇用安定法改正法案が今国会に提出されたところです。

国家公務員については、国家公務員の雇用と年金の接続の在り方について、有識者から意見を聴取し今後の検討に活かすため、岡田副総理兼公務員制度改革担当大臣の下に「国家公務員の雇用と年金の接続に関する意見交換会」が開催され、これを受けて、平成 24 年 3 月 23 日に開催された国家公務員制度改革推進本部（第 8 回）及び行政改革実行本部（第 3 回）合同会合において、「国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針」が決定されました。

当該基本方針の具体的な内容は、

- 民間企業において高年齢者雇用確保措置実施済企業の 82.6% が継続雇用制度により対応している現状
  - 高年齢者雇用安定法改正法案において、上記による雇用確保措置の充実が図られていることを踏まえ
  - 定年退職する職員がフルタイム再任用（常時勤務を要する官職への採用）を希望する場合、当該職員の任命権者は、定年退職日の翌日、常時勤務を要する官職に当該職員を採用すること
  - ただし、その者が最下位の職制上の段階の標準的官職（係員等）に係る標準職務遂行能力及び当該官職についての適性を有しない場合、任命権者は上記の義務を課されないものとすること
- などとされています。

今回のアンケートでは、地方公務員の雇用と年金の接続方策の検討の参考とするため、貴団体の「国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針」についてのご意見等を伺うものです。

「国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針」についてのアンケート票

団体名	
団体コード	

別添参考「国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針」の内容などについて、ご意見を記入してください。

(記入用紙)